

令和6年度施政執行方針及び提出案件要旨

遠軽町長 佐々木 修 一

令和6年第2回遠軽町議会（定例会）の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

はじめに、令和5年第8回遠軽町議会（定例会）以降における行政について、御報告いたします。

まず、遠軽町子ども屋内遊戯施設についてであります。子育て世代が楽しめる屋内の遊び場として12月21日にオープンしました。

安心して子育てをすることができる環境及び子どもを中心とした交流の場を提供するため、地ビールレストラン「ふぁーらいと」を大規模改修し、再活用した施設であり、オープン式典では、関係者によるテープカットを行ったほか、多額の御寄附により設置したからくり時計の紹介や施設の愛称・キッズメトロの考案者に記念品を贈呈したところです。

次に、JR問題についてですが、本年度は、JR北海道が国土交通大臣の業務監督命令に基づいて取り組む集中改革期間5年間の最終年度であり、JR北海道は、5年間の総括的検証を報告する中で、本年度中に示すとしていた「抜本的な改善方策」の提示について、3年先送りにする方針を表明しました。

3年以上にわたる新型コロナウイルス感染症拡大やそれに伴う行動制限、行動変容等により、生活面、観光面での利用が大幅に減少し、線区収支、輸送密度の目標未達が続く中で、抜本的な改善方策の検討には至ることができなかつたためとされました。

町としましては、これまで、オホーツク圏活性化期成会石北

本線部会や遠軽町石北本線利用促進協議会を通じて、運賃の助成や車内での特産品販売などに取り組んできたところであり、2月8日には、沿線自治体の首長らと札幌市内の札幌駅前通地下歩行空間「チ・カ・ホ」で、通行人に対しパンフレットや特産品を配布するなど、石北本線の利用促進とオホーツクの冬の観光PRを行ってまいりました。

また、遠軽町芸術文化交流プラザは、JR遠軽駅の利便性向上にも資するものであり、石北本線を活性化する様々な取組みに力を入れてきたところです。

抜本的な改善方策が先送りになる方針となりましたことから、今後も関係機関とより一層の連携を図り、石北本線の維持・存続のため粘り強くこの問題に対応してまいりますので、皆様の積極的な御利用をお願いいたします。

次に、「北海道白滝遺跡群出土品」の国宝指定伝達式についてであります。2月15日に北海道オホーツク教育局から文部科学大臣が交付する国宝指定書の伝達を受けました。

改めて、国宝となった黒曜石の価値を日本中に広げ、地域振興にどのように結び付けていくかを様々な角度から検討してまいります。

次に、要望関係についてであります。2月19日及び20日に遠軽北見道路整備促進期成会として、関係省庁及び国会議員に対し、端野西道路区間の計画段階評価の早期着手に向けた緊急要望を行ってまいりました。

遠軽北見道路は、地域と命をつなぐ路線として大変重要であり、早期の全線開通について、今後も引き続き要望を行ってま

いります。

次に、2月25日に本町及び湧別町で開催されました湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会についてであります。全国各地から参加した選手のみなさんが白銀の大雪原を走り抜けました。

降雪不足の影響により、遠軽・湧別間での開催となった本大会ですが、地権者の皆様をはじめ、多くの関係団体の皆様や住民ボランティアの御協力により無事に終了することができました。

次に、令和6年度予算をはじめ、関連する議案を御審議いただくに当たり、町政執行に対する基本的な姿勢と考え方について申し上げます。

現在我が国は、人口減少と少子高齢化による地域経済の縮小が進む中、労働力不足や後継者不足などの深刻な課題に直面しています。更に、地域経済の縮小がさらなる人口減少と少子高齢化を招き、悪循環を加速させる恐れがあります。

また、3年以上の長きにわたって、私たちの生活を一変させた新型コロナウイルス感染症は、昨年5月に感染症法上の位置付けが5類に移行され、アフターコロナの到来を印象付けました。様々な制限が緩和されたことにより、社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、物価高騰等の影響を受け、地域経済は依然として厳しい状況にあります。

更には、合併市町村の優遇策である地方交付税の合併算定替が終了し、私が会長を務める北海道合併市町連携会議の要望活動により大きな財源はもたらしたものの、地方交付税が減少し

ていく中、遠軽町が歴史を刻み続け、未来を切り開いていくためには、しっかりとした財政基盤の構築が何をおいても重要であります。

このような状況の中、遠軽町のまちづくりは、これまでの常識にとらわれない新しい発想で、世の中の変化や町民の皆様のニーズに的確に対応していくと同時に、合併前の厳しい財政状況に戻らないためにも、より一層の事務の効率化や施設の統廃合などの行財政改革に確実に取り組んでいかなければなりません。

このことから、令和6年度におきましても常に危機感を持ち、財政秩序を保ちながらまちづくりを展開していくとともに、「元気で愛情あふれるまちづくり」の実現に向け、町民の皆様とともに考え、ともに行動し、柔軟な発想と創意工夫、責任と決断をもって町政に取り組んでまいります。

また、山積する課題への対応はもとより、ポストコロナの時代における新しい生活様式や働き方、価値観などを踏まえながら、地場産業の振興、医療、福祉、教育などの充実や移住・定住を促進し、人口減少を最小限に抑制するとともに、社会資本整備など大型案件の事業にも引き続き取り組み、第2次遠軽町総合計画の将来像である「森林と清流 もり みず つくる・つながる にぎわいのまち」を目指してまいります。

このため、令和6年度予算は、災害時の対策本部ともなる役場と遠軽地区広域組合を一体とした新庁舎の整備や、令和6年度が最終年度となる遠軽地区都市再生整備計画事業、また遠軽小学校及び東小学校の長寿命化改修事業などを進めるとともに、

第2次遠軽町総合計画が令和6年度をもって期間終了となることから、将来のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、次期総合計画を策定するために必要な予算を計上したところであります。

また、第1次産業をはじめとした担い手や雇用を確保し、地域資源を生かした産業の充実、遠紋地域の中心地としての役割を果たすため、医療の確保と教育の充実など、将来にわたり住み続けたいと思うまちづくりを基本として、予算編成を行ったところであります。

次に、令和6年度に実施します主な施策について、総合計画の六つの基本方針に基づいて申し上げます。

一つめの「人と自然に思いやりのあるまちづくり」については、自然を守り、自然に生かされていることを認識し、人と自然に思いやりのあるまちづくりに取り組んでまいります。

また、道路、交通などについて、自然にかけている負荷を少しでも減らしつつ、利用者の安全性や利便性に配慮しながら、安全かつ快適に利用できるよう整備を行ってまいります。

森林については、水源のかん養、国土の保全、地球温暖化防止、更に木材の生産などの多面的機能を有していることから、大切な自然環境を守りつつ、木材利用を進め、持続可能な森林整備を行ってまいります。

河川整備については、景観や生態系の保全、都市における潤いと安らぎを与える空間としつつ、災害に強い河川づくりを行ってまいります。

なお、道河川の整備については、生田原川において、国道2

4 2号荒瀬橋下流の河道整備が予定されています。

国の直轄河川の整備については、湧別川において、遠軽自動車学校側いわね大橋下流から36号樋門までの堤防補強工事が予定されています。

町道整備については、生活道路の安全性や居住環境の整備に配慮するとともに、緊急度を考慮し、道路改良舗装工事を実施してまいります。

また、交流人口の増加など地域経済の活性化に大きく期待される旭川・紋別自動車道及び命の道路とも言える遠軽北見道路の整備については、引き続き、関係機関に要請を行ってまいります。

道道の整備については、遠軽停車場線の無電柱化に係る工事及び遠軽雄武線道路拡幅工事が予定されています。

また、上武利丸瀬布線において、さけますふ化場付近の道路整備が予定されています。

公共交通については、人口減少と少子高齢化が進む中、町民の暮らしに必要な移動手段を確保する交通ネットワークの構築が重要であることから、同じような生活圈を持つ湧別町及び佐呂間町と連携し、持続可能な地域公共交通のあり方について、専門家のアドバイスを交え調査・検討を継続してまいります。

民間バスについては、事業者に対する運行補助を行うとともに、生田原地域においては、デマンド型乗合タクシーを引き続き運行し、利便性の向上に努め、生活に欠かせない公共交通の確保に取り組んでまいります。

また、JR瀬戸瀬駅については、今後も通学利用の見込みが

あるため、引き続き町で維持管理をしていくとともに、石北本線の利用促進を図ってまいります。

二つめの「安全・安心で住みごこちの良い暮らしの場づくり」については、住まいや暮らしを取り巻く生活環境の充実により、こち良い暮らしの場としての役割を更に向上させてまいります。

また、快適性や利便性を向上させる一方で、各種災害、犯罪などの様々な危険に対する備えを充実し、安全・安心な暮らしの場づくりを進めてまいります。

住宅環境の向上については「住生活基本計画」及び「町営住宅長寿命化計画」に基づき、生田原地域では北区団地公営住宅解体工事、遠軽地域では川岸団地公営住宅長寿命化改修工事、学田団地公営住宅解体工事、丸瀬布地域ではフレッシュ若葉特定公共賃貸住宅長寿命化改修工事、水谷団地解体工事、白滝地域では中央団地公営住宅長寿命化改修工事、西区団地公営住宅解体工事など、これからも地域に合った適切な管理を行ってまいります。

また、適切な管理がされず周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家等の対策を進めてまいります。

上下水道の充実については、送水管・配水管の更新を行い、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

また、生活環境の改善や雨水、浸水対策を図るため、下水道管渠整備事業を進めてまいります。

防災体制の充実については、ここ数年で様々な対策を講じてきたところですが、今まで想定していない局所的な自然災害が、

近年、全国各地で起きています。

このため、道内でも先駆的な訓練として屈指の評価をいただいている、関係機関と連携した遠軽町災害対策本部図上訓練を実施し、災害対処能力の向上を図るとともに、防災対策に関する機能強化及び自助、共助など町民意識の高揚を図り、災害対応に必要な物品等を計画的に購入しながら町民の安全確保に努めてまいります。

なお、土砂災害特別警戒区域である西町2丁目、山の手団地裏の急傾斜地については、北海道による崩壊防止対策工の整備が引き続き予定されています。

また、丸瀬布水谷町丸瀬川上流において、土石流対策工の整備が予定されています。

ごみ処理の充実については、持続可能な循環型社会を実現するため、ごみの減量化、再利用・再資源化を進めるとともに、遠軽地区広域組合が主体となり、新たなえんがるリサイクルセンターの運営及び一般廃棄物最終処分場の整備を進めてまいります。

三つめの「活気と創造性にあふれ、未来につながる産業づくり」については、不安定な国際情勢を背景に、原油価格や生産資材価格の高騰、また、農産物の需要の落ち込み、慢性的な人手不足、更に、異常気象や農作物の鳥獣被害など、町内の産業を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にあります。

そのような中、国や道、関係団体と連携を図りながら、活気と創造性にあふれた未来につながる産業づくりを進めてまいります。

本町の基幹産業である農業については、国、道の支援策を積極的に活用しながら、経営の継続を支援し、農業・農村環境の維持を図ってまいります。

農業担い手対策については、農業担い手対策協議会のもと、町の奨励金はもとより、国・道の制度を活用しながら、新規就農を推進していくほか、後継者の確保にも積極的に取り組んでまいります。

また、農業融資利子補給事業や農業資金貸付事業により、経営の継続、安定化に資するための助成を行い、農業者の経営改善に努めてまいります。

畜産関係では、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業を推進していくほか、計画的な飼料確保のため畜産担い手育成総合整備事業に取り組んでまいります。

農業農村整備対策については、これまで行ってきた営農飲雑用水整備事業を継続するとともに、農地中間管理事業や多面的機能交付金を活用し、農村地区における永続的な農業経営に繋げてまいります。

鳥獣被害防止対策については、遠軽町鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会の協力を得ながら、エゾシカ、ヒグマなどの駆除・捕獲を行うとともに、電気柵の活用など、生産者の積極的な自己防衛を喚起しながら、農林産物の被害防止に努めてまいります。

林業の振興については、森林整備の推進をはじめ、人材育成・担い手確保対策、木材利用の促進、普及啓発活動など、森林環境譲与税を効果的に活用しながら進めていくとともに、民有

林振興対策事業などに対し助成を行い、関係団体と連携しながら、民有林及び町有林の適正な管理と整備を行ってまいります。

商工業の振興については、物価高騰により、厳しい経済状況が続く中、地域経済の持続及び活性化を図るため、中小企業者に対する融資制度のほか、店舗や工場の整備に対する支援制度等により、遠軽町全域の商工業の発展を目指してまいります。

観光と物産の振興については、各地域で開催される観光イベントへの支援や、道の駅「遠軽森のオホーツク」をはじめとする観光施設の充実を図るとともに、「国宝」北海道白滝遺跡群出土品などの地域の魅力と資源を生かした、特産品開発支援や、観光地づくりと地域ブランド化を推進してまいります。

四つめの「住み慣れたところで健やかに暮らせる生活づくり」については、町民誰もが、最も住み慣れた場所で生涯をいきいきと健やかに暮らしたいと願っております。

そのためには、誰もが健康で生きがいを持ち、地域ぐるみで互いに支え合う、優しいまちづくりが必要であることから、地域ぐるみでのつながりや支援体制づくりなどを進めてまいります。

保健対策の充実については、健康診断や各種検診への参加を積極的に呼びかけ、病気の予防と早期治療を促すとともに、関係機関との連携を強化し健康増進、保健予防の普及に取り組んでまいります。

地域医療の確保については、住み慣れた場所で安心して医療を受けられるよう、関係機関と連携を図り、産婦人科医師をはじめ医療機関や診療体制の確保に努めているところです。

この春からは、遠軽厚生病院に二人目の産婦人科医師が着任することとなりますが、診療体制充実のため、引き続き、医師確保に取り組んでまいります。

子育て環境の充実については、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、遠軽町子ども・子育て会議における様々な議論を踏まえ、次世代育成への取組みを推進してまいります。

また、大型遊具を配置した子ども屋内遊戯施設「キッズメトロ」の適切な運営に努めてまいります。

高齢者福祉の充実については、高齢者が住み慣れた場所で生きがいを持ちながら健康に暮らせる環境づくりを進めてまいります。

障がい者（児）福祉の充実については、障がいの有無にかかわらず希望する地域での生活を続けられるよう関係団体と連携し、体制の整備を進めてまいります。

五つめの「文化を守り、未来につなげるふるさとづくり」については、将来を担う人材を育てることは長期的・継続的に取り組まなければならない重要な課題となっております。

地域特性を生かした個性あふれる学習など地域ぐるみで、ふるさとを支える人づくりを進め、町民一人ひとりが、心身ともに豊かな生活を送り、生き生きと暮らすことができるよう、子どもから高齢者まで、生涯を通じて自らの意思や意欲に応じた様々な学習ができる環境を整えてまいります。

更に、地域内外との交流促進や各種文化財など地域の遺産の保全・活用を通じて、ふるさとへの誇りと愛着を醸成するとともに、移住・定住の環境を整備し、未来につなげるふるさとづ

くりを進めてまいります。

子ども教育の充実については、将来を担う人材とその人材を育てる教育環境の確保に努めるとともに、地域性を生かした特色ある教育を推進し、子どもの「生きる力」と「郷土を愛する心」を育み、安全・安心に学習できる環境づくりに努めてまいります。

また、少子化が進む中、地域の教育力の低下を招かないためには、遠軽高等学校の5学級を維持することが非常に重要であり、町では、これまで同校に対し、学習面・部活動面での支援や通学者等に対する助成、下宿整備に係る補助などを実施してきたところです。その結果、通学区域外からの生徒数が100人を超えるなど、同校の魅力化に対する成果が着実に表れてきており、引き続き同校に対する支援を行ってまいります。

家庭教育の充実については、「家庭・学校・地域」の連携強化や情報発信などの家庭教育の支援のほか、保護者を対象とした学習機会の提供を通じた交流事業の拡充に努めてまいります。

社会教育の充実については、生きがいのある人生を創造し、豊かな人づくり・つながりづくり・地域づくりを目指した生涯学習を推進するため、各世代が学べる学習機会の充実と情報発信、指導者や各団体の支援に努めてまいります。

芸術・文化活動の振興については、遠軽町芸術文化交流プラザを拠点として、芸術・文化活動を継承・拡大していくための事業展開を進めるとともに、各団体が連携して活動の活性化を図るための支援に努めてまいります。

埋蔵文化財関係につきましては、昨年6月27日に「北海道

白滝遺跡群出土品」1, 965点が日本最古の国宝として指定を受けました。今後も「日本最古の国宝のまち 遠軽町」をPRするため、関係諸団体と連携し、更なる文化の振興と観光による地域活性化の起爆材となるよう町全体で取り組んでまいります。

スポーツ・レクリエーション活動の充実については、いつでも気軽にスポーツ活動に取り組める環境づくりを進め、スポーツ関係団体と連携し、各種スポーツ教室や大会の開催などの拡大を図ります。

また、えんがる球場やえんがる球技場などのスポーツ施設をはじめ、えんがるロックバレースキー場の夏季・冬季両面の利用促進と各種スポーツ大会、スポーツ合宿の受け入れを推進し、交流人口の拡大に努めてまいります。

六つめの「町民と町が気軽に対話できるまちづくり」については、協働のまちづくりを進めるには、町民と町との対話による相互理解が重要となっております。

このため、コミュニティ活動や自発的なまちづくり活動を促すとともに、様々な媒体や機会を通して情報の共有や対話の機会を更に充実させ、まちづくりに反映してまいります。

また、町が自主性・自立性を発揮し、安全・安心の地域社会づくりや地方創生の取組みを進めていくためには、効率の良い行財政運営と財政基盤の確立が不可欠であり、安定した財源の確保、とりわけ地方交付税の確保が重要であることから、今後とも安定した地方財源の確保を強く訴えていかなければならないと考えております。

行政改革については、令和3年度から5年間の第4次遠軽町行政改革大綱に基づき、常に変革する社会経済情勢や地域の課題、町民ニーズ等に柔軟に対応することのできる持続可能な自治体運営の確立を目指し、行政サービスの向上や事務事業の効率化などを進めるとともに、公共施設等総合管理計画による公共施設の統廃合等を重点的に取り組んでまいります。

また、庁舎移転にあわせたDX化推進の取組みとして文書管理システムを導入し、公文書の電子化及び電子決裁によるペーパーレス化を図るとともに、公文書の作成から廃棄に至るまでの流れを適正に管理し、業務のスリム化を図ってまいります。

国の防衛、災害派遣など重要な任務を持つ陸上自衛隊遠軽駐屯地については、国家の防衛のみならず、医療、福祉、教育などにおいても本町のまちづくりに欠かすことのできない重要な役割を担っており、協働のまちづくりを推進するためにも、関係団体と連携を図り、あらゆる機会を通じて存置及び部隊増強に向け積極的に取り組んでまいります。

コミュニティ活動については、地域の活性化に重要な役割を担っていただいている自治会等のコミュニティ活動に対して積極的なサポートに努めてまいります。

以上、令和6年度の町政執行に対する所信と主な施策について申し上げます。

次に、令和6年度予算案について御説明申し上げます。

一般会計については、義務的経費は、公債費の増により、前年度比2.7%増、投資的経費は、マテリアルリサイクル推進施設建設などの補助事業費の減により、前年比13.5%減、

その他の経費は、補助費等の増により、前年比0.8%の増となり、総額で前年比1.9%減の171億90,000千円としたところです。

また、特別会計については、国民健康保険特別会計21億44,900千円、後期高齢者医療特別会計4億3,487千円、介護保険特別会計20億91,550千円の3会計で46億39,937千円とし、企業会計については、水道事業会計11億95,971千円、下水道事業会計16億42,923千円としたところです。

これによりまして、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた令和6年度予算は、前年比2.5%減の246億68,831千円としたところです。

次に、一般会計予算の概要について申し上げます。

歳入については、令和6年度地方財政計画に基づき、本町の実情を踏まえ収入見込額を計上したところです。

町税については、個人町民税では、デフレ脱却のための総合経済対策の一環として、定額減税が実施されることなどから、前年比10.9%減と見込んだところです。

また、固定資産税では、土地及び家屋の評価替えの年ではありますが、大きな変動はなく、新築等の各種軽減の終了や償却資産の過去の動向を踏まえ、前年比0.5%増の前年並みとしております。

これによりまして、町税総額は前年比4.5%減の20億26,791千円を計上したところです。

地方交付税については、地方財政計画を参考に本町の独自要

困を勘案し、計上したところです。

国庫支出金及び道支出金については、各補助事業などに対する可能な収入を見込み計上したところです。

町債については、地方債計画により、今年度計画しております投資的事業等の財源として計上したところです。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費については、文書管理システム導入業務委託、新庁舎建設工事、遠軽高等学校通学者等助成、遠軽高等学校下宿整備事業補助、総合計画策定事業、岩見通南2～4丁目歩道整備や公共駐車場整備等の遠軽地区都市再生整備計画事業、ふるさと納税促進事業、ジオパーク推進事業に要する経費等を計上したところです。

交通対策では、町内生活交通路線の運行に係る民間バス事業者の支援、町営バス運行事業、紋別空港利用促進事業、地域公共交通確保対策事業に要する経費等を計上したところです。

自治振興では、地域生活安全灯（LED灯）改修工事、住民活動支援事業、地域集会施設管理事業、安全安心まちづくり事業に要する経費等を計上したところです。

民生費については、民生委員児童委員協議会や遺族会への補助、介護人材の育成や外国人介護職員人材確保に係る助成、保健福祉総合センターや高齢者共同生活支援施設等の福祉施設の運営をはじめ社会福祉協議会の運営や老人クラブ等福祉団体の活動の支援、高齢者、障がい者（児）の支援に要する経費、児童、乳幼児等への福祉施策、子ども・子育て支援事業に要する経費、子ども屋内遊戯施設管理運営に要する経費等を計上した

ところです。

衛生費については、町民の健康づくりを積極的に推進するための活動費、妊産婦健診事業、母子保健推進事業、予防接種事業、健康診査事業、地域医療対策として、湧別町及び佐呂間町との遠軽地区3町による遠軽厚生病院の不採算診療科に対する財政支援及び医療機器整備事業費補助、空き家等実態調査に要する経費、医科診療所及び歯科診療所運営に要する経費、一般廃棄物最終処分場整備に係る負担金及びし尿処理施設整備に係る負担金等を計上したところです。

労働費については、季節労働者の生活安定を図るための経費等を計上したところです。

農林水産業費の農業振興では、農作物栽培奨励事業、農業担い手対策事業、畜産関連融資利子補給事業、農業資金貸付事業、家畜防疫対策事業、酪農ヘルパー利用推進事業、畜産担い手育成総合整備事業、畜産関係団体助成事業、公共牧場管理事業、多面的機能支払事業、畑地帯総合整備事業、営農飲雑用水整備事業に要する経費等を計上したところです。

林業振興では、鳥獣被害防止対策事業、緑化推進事業、町有林整備事業、民有林振興対策事業、国産材需要開発センター木楽館管理事業、森林経営管理事業に要する経費等を計上したところです。

商工費については、商工関係団体の運営を支援する経費、中小企業の振興を支援するための商工業融資利子補給事業、商店街助成事業、企業振興促進助成事業、特産品等開発支援事業に要する経費等を計上したところです。

消費対策では、消費者被害防止を図るための経費等を計上したところでは、

観光振興では、観光協会の運営を支援する経費、地域の観光イベントに対する補助経費等を計上したところでは、

観光施設整備では、生田原コミュニティセンター大規模改修調査設計業務委託、山彦の滝階段改修工事、丸瀬布源泉送湯ポンプ更新工事、平和山公園階段改修工事、いこいの森キャンプ場木育看板設置工事、通路補修工事及び環境整備工事に要する経費等を計上したところでは、

また、道の駅遠軽森のオホーツク関係では、指定管理に要する経費等を計上したところでは、

土木費の橋梁関係では、橋梁点検業務委託、上白滝支湧別線共栄橋、水穂東5線東5線橋の長寿命化工事、道路関係では、南ヶ丘3条通、宮前1号通、安国源線の道路改良舗装工事に要する経費等を計上したところでは、

河川関係では、丸大川河川改修実施設計、佐竹川河川改修工事に要する経費等を計上したところでは、

町営住宅関係では、川岸団地公営住宅、中央団地公営住宅及びフレッシュ若葉特定公共賃貸住宅の長寿命化改修工事に要する経費等を計上したところでは、

消防費については、遠軽地区広域組合消防負担金として、災害出動や遠軽地区広域組合事務局・消防本部、消防署の新庁舎整備に要する経費等を計上したところでは、

防災対策事業では、災害時用備蓄品、災害対策本部図上訓練に要する経費等を計上したところでは、

教育費については、学習環境の整備、学校教育における諸活動、小学校教科書改訂に伴う教師用教科書・指導書の購入、中学校GIGAスクール端末の更新、遠軽高等学校教育振興補助金として学級数維持・生徒確保を支援するための経費を計上したところです。

学校施設整備では、3か年計画の3年目となる東小学校長寿命化改修工事、遠軽小学校大規模改修工事に係る実施設計業務委託に要する経費を計上したところです。

学校給食関係では、給食食材の高騰に伴う児童生徒の給食費値上げ分を保護者負担軽減のため、給食費を据置くための経費を計上したところです。

社会教育関係では、生涯学習機会の充実、社会教育関係団体や人材の育成、国宝「北海道白滝遺跡群出土品」を収蔵する埋蔵文化財センター管理運営経費、遠軽町芸術文化交流プラザ指定管理料を計上するほか、施設に隣接するJR遠軽駅前北側駐車場の整備工事に要する経費を計上したところです。

図書館関係では、各図書館（室）間の連携を図り、蔵書の充実と読書の普及促進に努めるとともに、遠軽町図書館を中心に親しまれる図書館（室）として管理運営するための経費を計上したところです。

社会体育関係では、遠軽地域社会体育19施設の指定管理料、健康増進や体力づくりに要する経費、各スポーツ団体の支援及びスポーツ合宿誘致活動に要する経費のほか、えんがる球場バッティングゲージの更新など、施設の維持管理に要する経費を計上したところです。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計については、国民健康保険制度改革による令和12年度全道統一保険料に向けた段階的な税率改正を行うとともに、引き続き、町民の健康維持増進のため、特定健診や保健指導等を積極的に行い、生活習慣病予防等に努め、医療費の適正化に取り組んでまいります。

歳入については、国民健康保険税、道支出金、一般会計からの繰入金等を計上し、保険財政の安定、被保険者間の不公平感が生じないよう国民健康保険税の収納向上に努めてまいります。

また、歳出については、療養給付費、高額療養費、保険事業費納付金及び特定健康診査等に係る経費等を計上したところです。

後期高齢者医療特別会計については、北海道後期高齢者医療広域連合により運営され、本町の対象者4,071人が加入しているものであり、歳入については、同広域連合が示す保険料、一般会計からの繰入金等を計上し、歳出については、同広域連合納付金及び事務経費を計上したところです。

介護保険特別会計については、第9期介護保険事業計画の1年目となりますので、計画に沿って事業を執行してまいります。

歳入では、保険料収入について、第1号被保険者を6,970人と見込み、また、国・道支出金、支払基金交付金等を計上し、歳出については、遠軽地区介護認定審査会に要する経費、保険給付費及び介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費等を計上したところです。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

今年度の業務量は、給水戸数を8,926戸と予定し、収益的収入では、水道料金等6億28,415千円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として、6億62,909千円を計上したところです。

また、資本的収入では、企業債、工事負担金等3億12,564千円、資本的支出では、豊里44号道路水道管移設工事、国道242号（豊里）水道管布設替工事、清川浄水場機械設備更新工事及び企業債償還金等として、5億33,062千円を計上したところです。

次に、下水道事業会計予算について申し上げます。

今年度の業務量は、排水戸数を7,000戸と予定し、収益的収入では、下水道使用料等10億56,462千円、収益的支出では、施設の維持管理費、一般事務等の経費として、10億39,640千円を計上したところです。

また、資本的収入では、企業債、国庫補助金等3億657千円、資本的支出では、国道242号（寿町）公共下水道工事、国道242号（学田2丁目）公共下水道工事などの管渠工事、個別排水処理施設整備工事及び企業債償還金等として、6億3,283千円を計上したところです。

なお、個別排水処理事業特別会計については、地方公営企業法の適用により、企業会計に移行し下水道事業会計に統合しております。

次に、本議会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員の

任期満了に伴い、後任の委員の候補者を推薦いたしたく、議会の議決を求めるものです。

同意第1号副町長の選任については、現副町長の任期満了に伴い、後任の副町長を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第3号会計年度任用職員への勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備については、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に関する規定を整備するため、本条例を定めるものです。

議案第4号旅費の見直しに伴う関係条例の整備については、社会情勢の変化に伴い、旅費の見直しを行うため、本条例を定めるものです。

議案第5号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整理については、町が指定する居宅介護支援事業者等の基準等を改正するほか、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町行政組織条例の一部改正については、ジオパークに関する事務分掌を総務部から経済部に異動するため、本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改

正については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第8号遠軽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、えんがるリサイクルセンターの供用開始に伴い、廃棄物取扱の区分を変更し、及び清掃手数料を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第9号遠軽町国民健康保険税条例の一部改正については、国民健康保険制度改革による令和12年度統一保険料率に向けて、遠軽町国民健康保険財政の安定化を目的に、保険税率を改定するほか、普通徴収による納期を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第10号遠軽町介護保険条例の一部改正については、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料率を改定するほか、普通徴収による納期を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第11号遠軽町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、後期高齢者医療の保険料に係る普通徴収による納期を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第12号遠軽町町営住宅管理条例の一部改正については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を整理するほか所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第13号遠軽町定住促進住宅管理条例の一部改正については、伊吹高原団地愛棟の解体に伴い、関係規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第14号遠軽町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、遠軽町公共下水道事業の事業計画の変更に伴い、排水人口を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第15号遠軽町水道事業給水条例の一部改正については、水道法の一部改正に伴い、所掌事務の移管に係る、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第16号遠軽町総合計画審議会条例の一部改正については、遠軽町総合計画審議会の組織を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第17号遠軽町障害者及び障害児移動支援事業条例の一部改正については、障害者及び障害児移動支援事業の利用手数料の額を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第18号遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正については、町が指定する地域密着型サービス事業者の申請者の資格に関する規定を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第19号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、情報通信技術の導入・活用に対応できるよう所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第20号遠軽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第21号及び議案第22号の工事請負契約の変更契約の締結については、令和5年度野上通野上橋長寿命化工事及び令和5年度南丸瀬布線共栄橋長寿命化工事について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第23号令和5年度遠軽町一般会計補正予算（第11号）の主なものについて、御説明いたします。

歳入については、地方譲与税、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、道支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、町債などについて、事務事業の確定等により精査し、補正するものです。

寄附金については、寄附者の御意思に添いまして、それぞれ目的の基金に積み立てをするものです。

歳出については、ふるさと納税寄附金の増加に伴う報償費等、公共施設等原油価格高騰対策助成金、公共施設等物価高騰対策助成金、牧野資材価格高騰負担軽減助成金、安国地区道営土地改良事業負担金、小中学校に空調設備を設置するための学校施設環境改善工事等を計上するとともに、新庁舎建設地等整備工事、バストス市姉妹都市盟約50周年記念事業、地域拠点施設整備事業、生活安全灯管理事業、出産・子育て応援商品券発行業務委託料、新型コロナウイルスワクチン接種事業、遠軽地区広域組合負担金、白滝支湧別地区営農飲雑用水整備工事、造林事業請負費、橋梁長寿命化設計業務委託料、小型除雪車購入費、安国源線踏切拡幅設計業務負担金、東小学校長寿命化改修工事等の減額については、執行精査等により補正するものです。

議案第24号令和5年度遠軽町介護保険特別会計補正予算

(第3号)については、介護サービス等給付費、介護予防サービス等事業費及び介護給付準備基金積立金を精査し、補正するものです。

議案第25号令和5年度遠軽町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2号)については、個別排水処理施設整備工事等を精査し、補正するものです。

議案第26号令和5年度遠軽町水道事業会計補正予算(第3号)及び議案第27号令和5年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第4号)については、事務事業の執行精査により、補正するものです。

以上が、本議会に提出をいたしました議案の大要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。令和6年度施政執行方針及び提出案件要旨の説明といたします。